

平成十三年経済産業省令第百五十四号

中小企業支援法第十二条第二項に規定する
指定試験機関を指定する省令

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七
号）第十二条第二項の規定に基づき、同項に規定
する指定試験機関を指定する省令を次のように定
める。

中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十
七号）第十二条第二項に規定する指定試験機関
として、次の者を指定する。

法人の名称	主たる事務所指定の の所在地	日
社団法人中小企業診断協 会（昭和二十九年十月三 十日に社団法人中小企業 診断協会という名称で設 立された法人をいう。）	東京都中央区 四丁目十三番十一号銀 月ビル	平成 三十 年 十二 月 一 日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月一日経済産業
省令第八二号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人
に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一
日）から施行する。